(公財) 都道府県会館の法人名称変更について

1 名称変更の必要性

- 当法人が財団法人として設立された昭和23年当時、業務の中心は各都道府県の東京における拠点として設置された都道府県会館の管理運営であった。
- その後、昭和27年に建物共済事業を、昭和45年には機械損害共済事業を開始し、さらに平成11年からは被災者生活再建支援事業に着手している。
- 現在では、法人業務の大半をこれらの事業が占めるなど、設立当初と比べ業務内容が大きく変化した状況となっている。(平成28年度決算額471億円のうち、458億円(97%)が被災者生活再建支援事業等)
- こうした現状に対して、法人名称は設立当時のままとなっているが、今後、より一層円滑な組織運営や業務遂行を可能とするためにも、業務の実態を反映した名称に改める必要がある。

2 名称案

○ 様々な業務を通じて都道府県に協力するセンター的な役割を果たしている実態を踏まえ、「公益財団法人都道府県センター」とする方向で検討し、法人の理事会や評議員会で必要な手続きを経た上で決定したい。

3 変更スケジュール

平成29年6月・(公財)都道府県会館理事会後の席上で名称変更の意思表明

11月 ・ 全国知事会議において名称変更に関する報告(今回)

平成30年1月・ (公財) 都道府県会館評議員会で名称変更を決議

- ・ 「被災者生活再建支援法」に基づき内閣総理大臣へ名称変更の届出
- " 2月 ・ 同法に基づく公示
- " 4月 ・ 法務局で法人名称変更登記
 - ・ 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき 内閣府へ名称変更の届出
- " 5月 · 同法に基づく公示

4 その他

○ 建物の名称については、既に長年にわたり広く定着していることに鑑み、今後 も現状どおり「都道府県会館」とする。